

令和2年9月29日

湯河原町議会議長 村瀬 公大 様

懲罰特別委員会
委員長 善本 真人

委員会審査報告書

本委員会に付託の「土屋 由希子議員に対する懲罰」について審査の結果、下記のとおり決定したので、湯河原町議会会議規則（昭和40年議会規則第2号。以下「会議規則」という。）第73条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第135条第1項第3号「一定期間の出席停止」を適用し、会議規則第110条の規定により「出席停止1日」とする。

3 委員会開催年月日 令和2年9月29日（火）午前11時00分～11時42分

4 出席委員 善本 真人、山本 俊明、熊谷 照男、渡辺 久子、
松井 一寿、室伏 重孝、土屋 誠一

5 理 由

当該議員は、令和2年9月29日（火）開催の本会議において、議決された陳謝文の朗読を拒否したことが、会議規則第98条の規定に反し著しく議会の品位を軽んじたこと、また同規則第100条の規定に反し議事の妨害をしたと認められることから「懲罰を科すべきものと認める」ことに全員賛成で決定しました。

懲罰の種類については、法第135条第1項第3号「一定期間の出席停止」の適用を全員賛成で決定し、出席停止期間については、会議規則第110条の規定により採決した結果「出席停止1日」とすることに全員賛成で決定しました。